

平成30年度 京都市立鳴滝総合支援学校「学校いじめ防止基本方針」

1 総則

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの（当該子どもが心身の苦痛を感じていなくても、他の子どもであれば心身の苦痛を感じる蓋然性が高いものを含む）をいう。

但し、いじめには多様な態様があることに鑑み、「いじめ防止対策推進法」における「いじめ」に該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めなければならない。「けんか」「ふざけあい」についても除外せずに、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか判断する。

いじめは、すべての児童生徒に関係する問題（※）である。いじめの防止等の対策は、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。また、すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身の保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

※国立教育政策研究所の追跡調査では小4～中3の6年間で、9割程度の児童生徒がいじめに巻き込まれている（国立教育政策研究所『いじめ追跡調査2010－2012』2013年）

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

『いじめ・不登校委員会』

[実施予定] 月 1 回（※いじめ事案発生時には緊急招集する）

[構 成 員] ※学校長 ※教頭 副教頭 指導部長 生徒指導主事 学年主任 養護教諭
道徳教育主任 人権教育主任 スクールカウンセラー（学校長・教頭は適宜）

[内 容] ・各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を深めて指導に生かす。

- ・定期的な未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。
- ・生徒指導委員会での情報交換に基づき、必要に応じて組織的な対応を検討し推進する。
- ・いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。学校いじめ防止基本方針の総則，基本理念に基づき，いじめであると認められる時は，学校いじめ防止基本方針の対する措置に基づき適切な支援・指導を行う。
- ・児童生徒へは 5 月の全校集会時に，保護者には 4 月の P T A 総会時に，いじめ・不登校委員会のメンバーを紹介する。学校便りにも本会のメンバーを掲示し，周知していく。

3 学校いじめ防止プログラム

（1）学校におけるいじめの未然防止のための取組

目標：学校のいじめ防止に係る取組として以下の項目を充実させる。

※学校評価を使い，以下の取組を評価する。

授業改善の充実

- ・個別の包括支援プラン・キャリアプランに基づく個々の授業計画を作成し，その計画のもと指導を徹底し，児童生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。「ソーシャルスキルの育成」「コミュニケーション能力の向上」に重点を置いた学習内容や学習形態を工夫する。
- ・人権教育全体計画に基づく，教育活動全般を通じた人権教育を推進する。
- ・各学年で指導すべき基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ，すべての児童生徒に学習基盤の定着を図る。児童生徒の特性を把握し効果的な学習形態を工夫することで生徒が安心して学習に臨める環境づくりを行う。公開授業，校内研究などを通じて児童生徒がわかる授業づくりに努める。
- ・「生徒理解」の研修会等を活用し，児童生徒の実態に関する情報共有を図り，教育活動全体を通じて効果的な支援・授業を行う。

道徳教育の充実

- ・豊かな心を育む道徳教育の計画に沿って実践するとともに人権意識を深く持てるようにする。
- ・自らの内面に向き合うとともに相手の立場を尊重する姿勢を培う
- ・教育活動全体を通して，道徳的な要素を明確にして意図的に実行する。

体験活動の充実

- ・職場体験実習や校外演習，教科，総合的な学習の時間，特別活動と道徳の時間との関連を図り，道徳的価値の自覚を深める指導の充実を図る。

児童生徒が自主的に行う活動の支援

- ・児童生徒会活動や児童生徒の主体的・自発的な活動を重視するとともに、集団生活や集団活動の楽しさを実感し、集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で、自分への自信を培い、自己有用感を高め自己実現につなげる指導を進める。

児童生徒同士の絆づくり

- ・クラス代表会や部活動、学校祭などの行事、その他学校教育全体を通じて、自他の個性を発見し、違いを尊重し合える児童生徒を育成する。

(2) いじめの早期発見のための取組

- ・日常の児童生徒観察に加え、複数回のいじめに関するアンケート実施、10分間面談や教育心理相談、スクールカウンセラーとのカウンセリング、教職員間の情報交換などあらゆる機会を捉えて児童生徒のささいな変化に気づき、児童生徒の実態把握に努める。そして、その情報を確実に共有、分析し、速やかに対応する。情報伝達・共有に関しては口頭だけでなくメモ等を活用して確実に行う。また、保護者や地域との連携を細かく丁寧に行い、児童生徒の変化を早期に発見する。今まで当たり前だと思っていたことを点検し、意識的・積極的に活用していく。
- ・登下校時、昼休み、バス停での巡回体制を敷き、児童生徒の変化や困り、いじめの早期発見に努める。

(3) いじめに対する措置及び再発防止に向けた取組

- ・初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、解決に向けた取組を行う。
- ・いじめに対する措置については「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの事実の有無を確認、教育委員会への報告、再発防止、いじめを受けた生徒又は保護者への支援、いじめを行った児童生徒への支援又は保護者への助言、いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けるための必要な措置、保護者との情報共有、警察との連携などの適切な措置を講ずる。

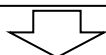
鳴滝総合支援学校における組織的ないじめ対応の流れ

いじめの予防

- ・校内指導体制の確立
- ・生命尊重と人権尊重の態度の育成
- ・児童生徒会活動を通じた自己指導力の育成
- ・非行防止教室の実施
- ・家庭・地域・関係機関との連携強化

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報より
- ・アンケート調査、10分間面談より 等



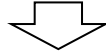
組織(いじめ・不登校委員会)で情報を共有し、事実関係を把握する

【いじめ対策委員会で共有】

- ・まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討する。

【事実確認】

- ・複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- ・いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。
- ・何があったのかについて丁寧に事実確認を行う
- ・聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認整理して、記録をまとめておく。
- ・まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。



管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する

[認識の共有化・行動の一元化]

【児童生徒への指導・支援】

- ・いじめられた児童生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教員、家族、地域の人々等)と連携し、寄り添い支える体制をつくる
- ・いじめた児童生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む
- ・いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える

【保護者への連絡・家庭との連携】

- ・つながりの教職員を中心に、即日、関係児童生徒(加害・被害とも)の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えけるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う

連携

【教育委員会への報告・連携】

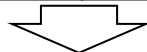
- ・重大事態の疑いがあるなど、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

【謝罪の場の設定】

- ・いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、原則、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり謝罪する場を持つ。

【関係機関との連携】

- ・必要に応じて警察、児童相談所などと連携して対処する。



「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- ・少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること (救済)
 - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと (回復)
- ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織(いじめ・不登校委員会)で行う。
- ・スクールカウンセラー等の活用も含めた心のケアを行う

○臨時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応

○常に状況把握に努める

○インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・京都市教育委員会・京都府警本部と連携し「非行防止教室」を実施する。インターネットや携帯電話の利用について、危険性はもちろんのこと問題行動全般に関する未然防止の啓発・指導に努める。
- ・保護者に対して安全なスマートフォンの使い方に関する情報の提供を積極的に行う。併せて子どもの携帯電話やパソコンの利用実態把握と、家庭でのルール作りを呼び掛ける。
- ・児童生徒のソーシャルスキルの向上に努め、児童生徒一人一人の居場所づくりに努める。
- ・道徳や情報等の授業を通して情報リテラシー、ネットワーク上のルールやマナー、危険回避、個人情報・プライバシー、人権侵害、著作権への対応などについて指導する。
- ・PTA活動や家庭教育講座等の活動を通じて保護者や地域への啓発活動を行う。

○「いじめ」解消の定義

いじめが「解消している」状態について2つの要件を示し、解消に至るまで必要な支援などを継続する。

- ①被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が少なくとも3か月間は止んでいること。
- ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

※期間は目安であり、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視する必要がある。

「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒について、日常的に注意深く観察すること。

(4) 教職員の資質向上

- ・日常的に児童生徒の動向の情報交換を行い、教職員相互の観察視点の補完を行うとともに観察視点の多角化に努める。
- ・校内研修会でいじめ防止対策に関する研修及び様々な障害に関する特性や支援等の研修を実施する。
- ・教職員はいじめの情報をいじめ対策組織に報告し、情報を共有すること。教職員がいじめに係る情報を抱え込むことは、法の規定に違反する行為であることを含めて、指導部会で情報交換を密にし、報告、連絡、相談を徹底する

4 保護者・地域・関係機関との連携

- ・機会を捉え「いじめ防止対策推進法」の趣旨を保護者等に広く周知し、いじめの解消が保護者の理解・協力なしに進まないことの理解を広く求める。
- ・キャリアカウンセリング等で家庭と連携し、児童生徒の規範意識や人権意識を養う
- ・必要に応じて、児童生徒や保護者に、スクールカウンセラーや校医である精神科ドクターとの面談、心理カウンセリングを勧めていく。
- ・必要に応じて警察、児童相談所などと連携し、情報交換や案件への対応を図っていく。

5 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。

重大事態として取り扱う案件は、

① 命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのあると認めるとき

- 例えば
- 1) 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 2) 身体に重大な傷害を負った場合
 - 3) 金品等に重大な被害を被った場合
 - 4) 精神性の疾患を発症した場合

② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

が主なものであるが、児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったときも、重大事態の疑いのあるものとして対応する。

本校が調査の主体となる場合は、本校の下に組織を設け、事実関係を明確にするための調査、必要に応じた適切な保護者への情報提供、京都市教育委員会への調査結果の報告、調査結果を踏まえた適切な措置、同種の事態発生防止に向けた取組の推進等を速やかに行う。

また、京都市教育委員が調査の主体になった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

6 いじめ防止対策の年間計画（予定）

下表のスケジュールにより実施。年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議や校内研修等	未然防止に向けた主な取組や行事等	アンケートの実施や教育相談週間等	保護者への啓発等関係機関との連携
4	○いじめ防止対策委員会① 校内体制や組織的対応の共有 ●職員会議 「学校いじめ防止基本方針」の共通理解 ●生徒指導校内研修会① 「生徒理解」Ⅰ	・新入生歓迎会 ・合同学活（小中）	・10分間面談 ・教育相談 ・心理相談	・家庭訪問週間 ・休日参観 (いじめ防止関連の話) ・学校運営協議会①
5	○いじめ防止対策委員会② 「いじめアンケートの実施に向けて①」 ●生徒指導校内研修会② 「生徒理解」Ⅱ ●「いじめ・不登校」に関する研修会	・生徒総会 ・情報モラル学習 (生1年または全校)	・10分間面談 ・心理相談	・進路保護者説明会 ・ホームページ掲載
6	○いじめ防止対策委員会③ ○臨時いじめ防止対策委員会 情報の共有と組織的対応	・宿泊学習（生1年） ・陸上記録会	・いじめに関するアンケートの実施①(記名式) ・10分間面談 ・心理相談	
7	○いじめ防止対策委員会④ ●職員会議 アンケート結果報告と情報共有	・修学研修旅行（生2年） ・薬物乱用防止等に関する学習①（全校） ・夏休みの生活について	・10分間面談 ・心理相談	参観週間 (小中)ケース会議 (生1)キャリアカウンセリング

8	○いじめ防止対策委員会⑤ いじめ・不登校にかかわる生徒の情報 共通理解	・非行防止教室（ケータイ 教室）（全校）	・１０分間面談	
9	○いじめ防止対策委員会⑥ いじめ・不登校にかかわる生徒の情報 共通理解(夏休み中の報告)		・１０分間面談 ・心理相談 ・前期学校評価アンケート	・家庭教育講座 ・企業見学会 ・前期学校評価アンケート
10	○いじめ防止対策委員会⑦ 「前期学校評価について」PDCA サイクル 「いじめアンケートの実施に向けて②」	・学校祭に向けての取組	・１０分間面談 ・心理相談	家庭教育講座 参観週間 (小中) ケース会議 (生) キャリアカウンセリング
11	○いじめ防止対策委員会⑧ 「学校評価を受けて、次年度の基本方針を 見直す」	・学校祭	・いじめに関するアンケートの実施②(記名式) ・１０分間面談 ・心理相談	家庭教育講座
12	○いじめ防止対策委員会⑨ いじめ・不登校にかかわる生徒の情報 共通理解 ●職員会議 アンケート結果報告と情報共有	人権教育① 「世界人権デーについて」 ・冬休みの生活について ・非行防止教室（ケータイ 教室）（全校）	・１０分間面談 ・教育相談・心理相談	
1	○いじめ防止対策委員会⑩ 「いじめアンケートに向けて」	人権教育② 「震災について」語りべか らの講話	・１０分間面談 ・心理相談	
2	○いじめ防止対策委員会⑪ 年間の取組の見直し ○臨時いじめ防止対策委員会 情報の共有と組織的対応	・卒業生を送る会 ・薬物乱用防止等に関する 学習②（生３年）	・いじめに関するアンケートの実施③(無記名) ・１０分間面談 ・心理相談 ・後期学校評価アンケート	・企業見学会 ・後期学校評価アンケート
3	○いじめ防止対策委員会⑫ 「学校評価の結果について」PDCA サイクル 「年間を通してのいじめ事案の経過の共有」 ●職員会議 アンケート結果報告と情報共有	・卒業式 ・春休みの生活について	・１０分間面談 ・心理相談	(小中) ケース会議 (生) キャリアカウンセリング ・入学説明会 ・学校運営協議会②